

生徒心得

基本目標

本校生徒は、秩序ある明るい校風を樹立するために、深く学校を愛し、あくまで真理を追究し、洋々たる前途を開拓していく気概を堅持し、日常の行動はすべて本校生徒である自覚に基づき、高校生としての誇りと品位を保持することが大切である。特に次の三点に留意したい。

- (1) 常に知識・技術の吸収、修得に努める。
- (2) 社会生活（集団生活）に必要なルールを遵守する。
- (3) 人間的触れ合いを重視し、種々の実践活動を通して自己鍛練を図る。

1. 礼儀

社会生活における相互の人格を尊重する誠意の表れが礼儀である。したがって言葉づかい、作法等に十分注意することが必要である。

2. 服装

服装はその人の教養・人柄を表すものであるから、端正、清潔、質素を保持し、高校生としての品位を失わないように心がけるべきである。なお、服装規定を遵守すること。

3. 出欠席

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引等は、その事由及び期日・期間を速やかに届け出ること。病気やケガのため長期にわたり欠席する場合は、医師の診断書を添えること。なお、考査を1日でも欠席した場合は診断書等を添えて提出すること。
- (2) 緊急に欠席、遅刻等をする時は、保護者より当日の朝のうちに学校へ連絡すること。
- (3) 遅刻をした場合には遅刻カードに記入後、静かに教室に入り、授業担当の先生に許可を得て自分の席に着くこと。
- (4) 欠課または早退しようとする時は、必ず学級担任の許可を受けること。
- (5) 忌引日数は、父母7日、祖父母・兄弟3日、伯叔父母1日、曾祖父母1日とする。

令和4年11月24日一部改訂

4. 登下校

交通道徳、交通法規をよく守り、友人や自己の生命の安全に留意し、社会の秩序を積極的に維持し通学するように心がける。

- (1) 始業10分前には登校し、学習の準備を整えること。
- (2) 下校時刻は午後5時までとし、それ以降残る場合はその理由を届けて許可を得ること。
- (3) 自転車通学希望者は、学校に届け出て許可を得ること。
- (4) 電車・バス等の公共交通機関を利用して通学する者は、マナーに注意し、他の乗客に迷惑をかけることは勿論、公衆道徳を守ること。
- (5) 通学途中では交通災害を招かぬように注意し、途中自分及び友人に事故が生じた場合は必ず学校に連絡すること。
- (6) 自家用車での送迎は保護者の運転する車とし、乗降については学校の指示を守り、交通事故に十分注意すること。
- (7) 休業日に登校し学校施設を使用する場合は、あらかじめ関係職員の許可を受け、登校したときは必ず当番の職員に届け出ること。

令和4年11月24日一部改訂

5. 校内生活

学校においては高校生としての責任を持ち、秩序ある行動ができるように努力する。校内では静粛を旨とし、特に授業中は私語を慎み、学習に専念する。廊下や階段等は右側を通り走らない。

- (1) 登校後は放課後時刻までは外出しないこと。やむを得ず外出するときは学級担任の許可を受け、外出許可証を携帯すること。
- (2) 教科書、ノート等学習に必要な物は毎日持ち帰り予習復習に励むこと。学習に必要でないものは持参しない。
- (3) 学用品その他所持品には自分の組・氏名を明記すること。
- (4) 貴重品の保管には十分注意し、金品の貸借はしない。
- (5) 公共の物品の使用は多数の利用のあることを認識し、大切に扱うこと。万一誤って破損・忘失した場合は直ちに申し出ること。
- (6) 運動用具、その他の器具備品を使用する時は、あらかじめ関係職員の許可を得、規定に従って使用し、使用後はよく整頓しておくこと。

- (7) 部活動、その他で教室を使用する時は責任者を定め、顧問又は係職員の許可を受けて使用し、使用後は整理・整頓しておくこと。
- (8) 遺失物・拾得物は直ちに学級担任又は係職員に届け出ること。
- (9) 学校で定められた時間・場所以外で飲食しないこと。
- (10) 校内で掲示、張り紙、陳列、配布、募金、署名をする時は、事前に係職員に申し出て許可を受けること。
- (11) 校内生活を明るく清潔なものとするため、公衆道徳に反する行為をしてはいけない。
- (12) 校内に突発した事件は直ちに最寄りの職員に申し出ること。
- (13) スマートフォンやタブレット端末等、インターネット等の利用に当たっては法律や公共マナーに照らして十分に配慮し、使用すること。特に、相手を傷つける内容の書き込みや、個人情報に関する書き込みはしないこと。

令和元年12月12日一部改正　令和4年11月24日一部改訂

6. 校外生活

校外においては個人の行動によって学校の品位が決定されることを認識し、紫水高生としての誇りと自覚をもって責任ある行動をし、服装も高校生にふさわしい清潔さを心がける。

- (1) 外出の際は、家庭に同行者・行先・目的・帰宅予定時刻を告げておくこと。
- (2) 外泊はしないこと。やむを得ない場合は保護者の許可を受けること。
- (3) 夜間外出はなるべく避け、特に単独夜間外出をしないこと。
- (4) 未成年者立入禁止の場所や、高校生として好ましくないとと思われる場所には立ち入らないこと。
- (5) 校外における交友関係には特に留意し、自分の身を誤ることのないよう注意すること。
- (6) 海外旅行や保護者を伴わない旅行は届け出ること。

令和4年11月24日一部改訂

7. 集会

- (1) 校内での集会は全て学校長の許可を要する。
- (2) 承認の申請は、所定の用紙により学級担任又は顧問教師を通じて行う。
- (3) 計画にあたっては次のことに注意すること。
 - ア. 学級担任又は顧問教師とよく連絡し、その指導を受けること。
 - イ. 会費を徴収する場合は高額負担にならないこと。

8. アルバイト

アルバイトは届出制とする。アルバイトを届け出る場合は以下の通りとする。

- (1) 経済的事情等により従事する場合は、保護者とよく相談のうえ、所定用紙により届け出ること。
- (2) アルバイト先及び仕事の内容は健全で危険性がなく、風紀上も心配のないものであること。
- (3) 学業に支障のないようにすること。
- (4) 1年生のアルバイトは原則夏休み以降からとする。
- (5) 考査一週間前から考査中は従事しないこと。

令和4年11月24日一部改訂

9. 交際

交際はそれぞれの立場の理解を深め、相互の立場を尊重して明るい交際とすること。常に本校生徒であることを忘れず、校内の秩序を乱し、学習環境を阻害するような行動は慎み、校外においても本校生徒である自覚に基づき行動すること。

令和元年12月12日一部改正

10. 禁止事項

- (1) 喫煙・飲酒・薬物等の使用
 - (2) 学業に係わる不正行為・授業妨害等
 - (3) 他者を精神的に傷つける行為
 - (4) 暴力行為・器物破損
 - (5) その他、高校生としての本分に反する行為
- 以上のような行為があった時は、規定により指導する。

令和元年12月12日一部改正

服装・容儀規定

在校及び登下校時は、所定の制服を着用すること。服装は常に端正と調和を考え、華美に流れず、衛生に留意し、高校生としての品位を保つこと。

1. 制服（Aタイプ）

- (1) ワイシャツ・ポロシャツ・ネクタイ・リボンは学校指定とする。夏季の制服着用期間は、ネクタイ、リボンをつけなくてもよい。
- (2) セーター・ベストを着用する場合は学校指定とする。
- (3) 靴下は、白・黒・紺・グレーの無地（ワンポイント可）とする。

2. 制服（Bタイプ）

- (1) ワイシャツ・ポロシャツ・ネクタイ・リボンは学校指定とする。夏季の制服着用期間は、ネクタイ、リボンをつけなくてもよい。
- (2) セーター・ベストを着用する場合は学校指定とする。
- (3) 靴下は、白・黒・紺・グレーの無地（ワンポイント可）とする。くるぶしが隠れる長さのものを着用する。なお、式典時においては、黒色または紺色のハイソックスを着用する。
- (4) ストッキングは黒色又はベージュで、模様や飾りのないものを着用する。
- (5) スカートの丈は膝中心を基準とする。

令和4年11月24日一部改訂 令和6年5月23日一部改訂

3. その他

- (1) 冬季・夏季の制服着用期間は、原則として次のとおりとするが、寒暖に応じて移行期間を設けるものとする。
・冬季制服は10月1日より翌年5月31日まで ・夏季制服は6月1日より9月30日まで
- (2) 式典等、公の席についてはブレザーを着用する。（冬服期間）
- (3) 制服を變形しないこと。
- (4) コート類を着用する場合は、清潔で華美でないものとする。自転車通学者については、華美でないウインドブレーカー・ジャンパー等の着用を認める。
- (5) ピアス・ネックレス等の装身具類は使用してはならない。
- (6) 化粧はしないこと。
- (7) 髪は常に清潔にすること。パーマ・脱色・染色等は禁止する。
- (8) 通学靴は革靴又は運動靴とする。（サンダル・ハイヒール・エナメルシューズ・ファッションシューズ、ブーツは禁止）
- (9) 上履きは所定の学年色シューズとし、学年・組・氏名を明記すること。
- (10) 体育用ジャージは学校で定められた学年色の規定ジャージとする。
- (11) 通学に使用するバッグ類は華美でないものとする。
- (12) やむを得ない事由で異装する場合は、学級担任を通じて異装許可願いを提出し、許可を受けること。

令和元年12月12日一部改正 令和6年5月23日一部改訂

交通に関する規定

I 運転免許取得規定

1. 原付免許取得について

- (1) 学校所定の許可用紙に必要事項を記入し、所定の手続きに従って学校長の許可を得た上で教習所の入校の手続きをする。
- (2) 「原付講習」の受講及び「学科試験」の受験は休業中に限る。但し、1年生は夏季休業以降とする。そのための欠席は認めない。
- (3) 原付免許を取得した後は、速やかに所定の用紙を提出すること。
- (4) 原付免許を所持する者は、学校が実施する免許証調査の際、学級担任に提示し確認を受けること。また、学校が実施する実技講習、安全運転講習等に参加しなければならない。
- (5) 原付免許を取得した者は、交通法規を遵守し、家庭においてもバイクの利用は必要最小限にとどめる。
- (6) 学校で実施する年2回の免許証確認調査（担任が実施）は必ず受ける。

2. 原付バイクによる通学について

- (1) 原付バイクによる通学は、以下の条件を満たす者に対し審査し許可する。
 - ① 免許証を取得し1ヶ月を経た者とし、自賠責保険および任意保険に加入していることとする。
 - ② 通学距離（許可される距離は学校から自宅までの距離が6 km程度を超える場合とする。）、部活動の状況、学校生活・学習状況等問題のないと判断された者。
- (2) 原付バイク許可者は、校則違反・道路交通法違反等、通学条件に反する行為がみられた場合、通学の許可が停止、または取り消しになる。
- (3) 原付バイク許可者は、学校が実施する免許証調査の際、学級担任に提示し確認を受けること。また、学校が実施・計画する実技講習、安全運転講習等には必ず参加しなければならない。指定された講習等に参加しなかった場合、通学の許可が停止、または取り消しになることもある。

3. 自動二輪車について

- (1) 自動二輪車の免許取得は認めない。
- (2) 自動二輪車の運転（無免許を含む）、自動二輪車の同乗も認めない。

4. 普通自動車免許取得について

- (1) 学校所定の許可願用紙に必要事項を記入し、所定の手続きに従って学校長の許可を得た上で教習所入校の手続きをする。
- (2) 教習開始は、3年時の10月1日以降とし、原則進路の決定したものとする。
- (3) 教習は放課後・休日とし、教習のための欠席・早退は認めない。但し、仮検定・本検定試験の場合は特に例外とするが、教習手帳を提示し、事前に申し出て許可を受ける。
- (4) 藤代紫水高校生であることを忘れず、規律ある態度で教習を受ける。
- (5) 免許取得後、在学中の運転は認めない。

5. 規定違反者の取り扱い

原付免許・自動二輪免許・普通免許について、交通法規及び学校内規・指導に反した者は、規定により指導する。

6. 交通安全教育対策

関連機関と連携して、街頭指導・講話・実技講習会等を実施する。

II 自転車通学に関する規定

1. 自転車通学をする者は次のことを遵守し、登校すること。

- (1) 通学時に使用する自転車は整備の完全な自転車であること。
- (2) 茨城県自転車防犯登録済みの自転車であること。
- (3) 道路交通法の該当事項及び学校の注意を守ること。
- (4) 自転車に登録番号のステッカーを貼付すること。
- (5) できるだけ自転車安全保険に加入すること。

令和元年12月12日改正 令和5年1月23日一部改正